第53回懸賞付ひがしんジャンボ定期預金『だんらん』取扱要項

1. 懸賞の抽選日について

募集期間の翌年9月第2木曜日（祭日の場合は翌営業日）

2. 当選番号の発表

当選番号は抽選日にホームページ及び店頭に掲示いたします。

3. 懸賞抽選権

（1）定期預金20万円につき1本の懸賞抽選権（抽選番号）を付与いたします。

（2）懸賞抽選権（抽選番号）は、10,000番から19,999番までの1万本を1組とし、1ユニットといたします。

4. 懸賞の取扱い

抽選により当選した場合、取扱いは以下のとおりといたします。

（1）懸賞金：満期日以降にこの預金および利息と共にお支払いいたします。

＊お利息・懸賞金には国税15%・地方税5%のほかに東日本大震災復興財源確保法により、付加税0.315%が徴収され、合わせて20.315%の税金がかかります。ただし、マル優ご利用の場合はお利息に税金はかかりません。

（2）懸賞品：満期日以降に当金庫にお届けいただいている住所宛にお届けいたします。

＊懸賞品は複数の提供元において取扱うため、配送時期・商品内容が異なる場合がございます。

＊商品の内容・仕様は、予告なく変更する場合がございます。

5. 懸賞の内訳

懸賞抽選権1ユニット・20億円当たりの懸賞および当選本数は以下のとおりです。

等　級	懸　賞	当選本数
1等賞（各組共通下4桁）	懸賞金100,000円	1本
A賞（各組共通下3桁）	懸賞品 能登牛	20本
B賞（各組共通下3桁）	懸賞品 海産物詰め合わせ	60本
合　計	―	81本

6. 期限前解約

この預金は、満期日前の解約ができません。やむを得ず満期日前に解約するときの取扱いは、以下のとおりといたします。

（1）満期日前に解約したときは、抽選権は失効いたします。

（2）満期日前に解約したときは、抽選番号が当選していても無効といたします。

7. 募集中止について

この商品は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合、やむを得ず募集を中止させていただくことがあります。この場合は、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表するとともに、スーパー定期・スーパー定期300期間1年の定期預金に自動的に継続させていただきます。

以　上

第53回懸賞付ひがしんジャンボ定期預金『だんらん』規定

この預金は、この規定および裏面の第53回懸賞付ひがしんジャンボ定期預金『だんらん』取扱要項（以下「取扱要項」といいます。）により取扱いいたします。

1.（懸賞抽選権）

この預金には1口（20万円）につき1本の懸賞抽選権を付与いたします。1契約当たりの預入限度額は1千万円未満（49口まで）です。

2.（自動継続）

（1）この預金は、1年もの自動継続スーパー定期・スーパー定期300の元加式または利払式とし、証書記載の満期日に前回と同一期間の定期預金に自動継続いたします。また、この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率といたします。

（2）継続日に懸賞付定期預金の取扱いをしている場合は、継続後も抽選権を付与します。なお、取扱いが終了している場合は、抽選権は付与されません。

（3）継続を停止したいときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をお申し出ください。

（4）満期継続時に元利金、懸賞金を含めて1,000万円以上となる場合には自動継続されません。

（5）自動継続後の懸賞内容は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

3.（抽選番号）

当初契約時に初回の抽選番号を証書に記載いたします。満期継続以降の新たな抽選番号は継続毎に新たに付与いたします。新たな抽選番号は証書裏面に表示いたしますので窓口にお申し出ください。

4.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率によって計算し、満期日に自動継続した元金へ組み入れるかまたは指定口座へ入金いたします。

5.（懸賞）

（1）抽選番号が当選したときは、取扱要項記載（自動継続後はホームページ及び店頭に掲示）に応じた懸賞を以下のとおり取扱いいたします。

① 懸賞金：満期日以降にこの預金および利息と共にお支払いいたします。

② 懸賞品：満期日以降に当金庫にお届けいただいている住所宛にお届けいたします。

（2）この預金は満期日の前には解約できません。当金庫がやむを得ないものと認めて解約する場合は、抽選権は失効いたします。なお、満期日前に解約した場合、抽選番号が当選していても無効といたします。

（3）複数の懸賞金が発生した場合には、懸賞金を合算した金額から税金を控除させていただきます。

6.（担保貸付）

この預金は、当金庫の担保とすることができます。（総合口座の担保は除く）その他「定期預金等規定集」により取扱いいたします。

7.（規定の変更等）

（1）この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

令和8年11月2日現在

東京東信用金庫